

五條市地域包括支援センターを創設します

介護保険改正に伴い4月より五條市地域包括支援センターを、保健福祉センター内に設置しました。65歳以上の高齢者を対象に、地域における介護予防や介護に関するさまざまな相談や介護予防事業を推進するため、地域の中核機関として事業を展開します。

利用内容

介護保険認定により、要支援2および要支援1と認定された高齢者の方々には介護予防サービス（新予防給付）が利用できます。

今後、介護や要支援が必要となるおそれのある高齢者には介護予防サービス（地域支援事業）が利用できます。高齢者に対する虐待やうつ・認知症などの相談および防止に関すること。

問合先 五條市地域包括支援センター（カルム五條内） 25-2640

4月1日より 障害者自立支援法が始まりました

障害施策が大きく変わり、障害のある人々の自立を支えます

障害者自立支援法のポイント

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業所を再編
 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します
 サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
 就労支援を抜本的に強化
 支給決定の仕組みを透明化、明確化

問合先

社会福祉課福祉係 ①（内線299）

厚生課 ②（内線16）

住民厚生課 ③（内線25）

福祉タクシー利用券の交付について

心身に障害のある人が、タクシーを利用した場合に基本料金を助成する福祉タクシー利用券を発行しています。（1年度につき1回、24枚つづり）

対象者 身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳（A判定）のいずれかをお持ちの人です。

手続方法 社会福祉課福祉係、西吉野支所厚生課、大塔支所住民厚生課の窓口で手続を行ってください。（代理でも可）

手続に必要なもの 印鑑、身体障害者手帳 または 療育手帳

その他 タクシーは五條市が契約しているタクシーに限ります。

利用できるタクシーについては問い合わせてください。

問合先

社会福祉課福祉係 ①（内線299）

厚生課 ②（内線16）

住民厚生課 ③（内線25）